第1号様式

不適正包装等是正指導書

大市民第　　　　号

令和　　年　　月　　日

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市長

　次の商品について、大阪市消費者保護条例第10条又は第11条の規定に違反するものであると認められるので、同条例第12条の規定により、これを是正するよう指導します。是正措置については、不適正包装等是正回答書（別添様式）をもって回答してください。

　なお、この指導に従わない場合は、同条例第12条及び第32条第１項の規定により勧告、公表することがありますので、念のため申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1．対象商品 |  |
| 2．該当項目 |  |
| 3．回答期限 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |

【回答郵送先及び問合せ先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンターITM棟3階

大阪市消費者センター　相談指導担当

℡　06-6614-7523　担当：

第2号様式

令和　　　年　　　月　　　日

大阪市長様

住所又は事業所

所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

不適正包装等是正回答書

　令和　　　年　　　月　　　日付大市民第　　　　号で指導のありました不適正包装等の是正について、次のとおり回答いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1．対象商品 |  |
| 2．是正内容 |  |
| 3．実施日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |

第3号様式

不適正包装等是正勧告書

大市民第　　　　号

令和　　年　　月　　日

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市長

　次の商品について、大阪市消費者保護条例第10条又は第11条の規定に違反するものであると認められるので、同条例第12条の規定により、これを是正するよう勧告します。是正措置については、不適正包装等是正回答書（別添様式）をもって回答してください。

　なお、この勧告に従わない場合は、同条例第32条第１項の規定により氏名又は名称、商品名その他の必要な事項を公表することがありますので、念のため申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1．対象商品 |  |
| 2．該当項目 |  |
| 3．回答期限 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |

【回答郵送先及び問合せ先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンターITM棟3階

大阪市消費者センター　相談指導担当

℡　06-6614-7523　担当：

第4号様式

令和　　　年　　　月　　　日

大阪市長様

住所又は事業所

所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

不適正包装等是正回答書

　令和　　　年　　　月　　　日付大市民第　　　　号で勧告のありました不適正包装等の是正について、次のとおり回答いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1．対象商品 |  |
| 2．是正内容 |  |
| 3．実施日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |

第5号様式

出頭通知書

大市民第　　　　号

令和　　年　　月　　日

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

大阪市長

　大阪市消費者保護条例第32条第2項の規定により、大市民第　　　　号で勧告した不適正包装等の是正についての意見の聴取を行うので、次により出頭されるよう通知します。

　なお、指定した日時に出頭できないときは、その理由を付して　　　月　　　日までにご連絡ください。正当な理由なく出頭されない場合は、意見の聴取が行われたものとみなし、同条例第32条第１項の規定により、氏名又は名称、商品名その他の必要な事項を公表することがありますので、念のために申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1．出頭日時 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 午前　・　午後　　　　時　　　　分 |
| 2．出頭場所 | 大阪市消費者センター  大阪市住之江区南港北２－１－１０  アジア太平洋トレードセンターＩＴＭ棟３Ｆ  電話　０６－６６１４－７５２３ |